

# 「南城市地域物産館」 出店事業者募集要項



指定管理者：南城市観光協会

# 1 施設の概要

「南城市物産館」は、南城市の地域産業の発展を大きな目的とし、南城市の情報発信、観光振興の拠点、特産品の販売、様々なイベントを実施し、「癒しと安らぎ」を提供しつつも「賑わい」のある施設を目指して建設されます。

- (1) 名称 「南城市地域物産館」
- (2) 所在地 沖縄県南城市知念字久手堅539番地
- (3) 施設設置者 南城市
- (4) 建物の概要 RC2階建て、床面積1階462.7㎡、2階405.88㎡
- (5) 駐車場 小型自動車約50台、大型バス3台(近接岬公園小型自動車約130台、大型約バス8台)

# 2 募集内容について

## (1) 募集内容

南城市地域物産館施設内において、飲食物の提供をする事業者

## (2) 出店施設内容(施設配置図参照)

①1階対面販売施設 店舗No.3(19)㎡

②1階対面販売施設 店舗No.4(11)㎡

南城市の食材を活用した軽食等を対面販売していただける事業者

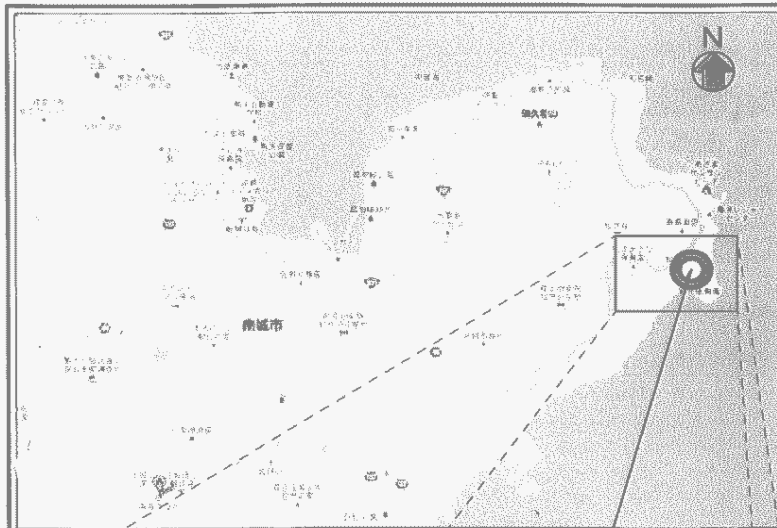
## (3) 契約形態及び期間

①契約形態: 店舗賃貸借契約

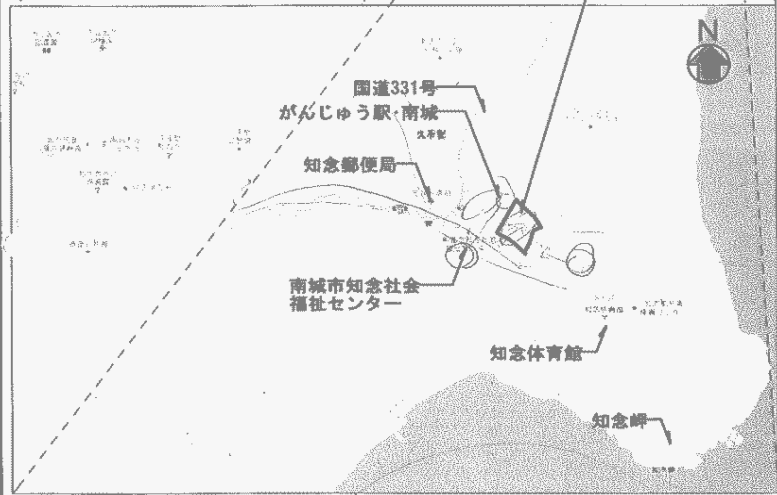
②契約期間: 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで  
以降双方協議により3年毎の更新



# 3 敷地配置図

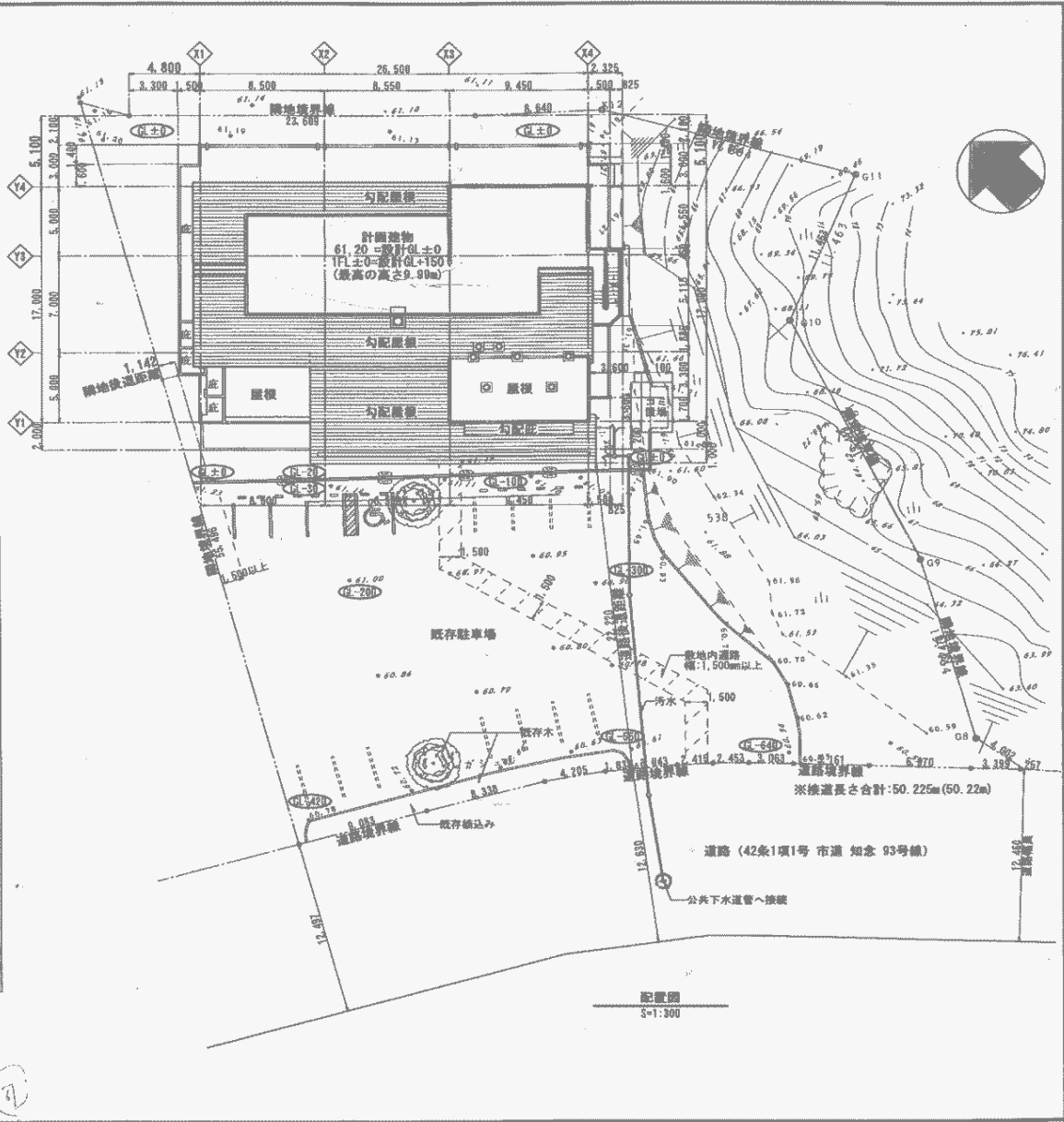


計画地：沖縄県南城市知念字久手堅チンジ原  
538, 539, 540番他



案内図  
NOT TO SCALE

22水管の位置  
1:500  
水本



## 4 完成予定図

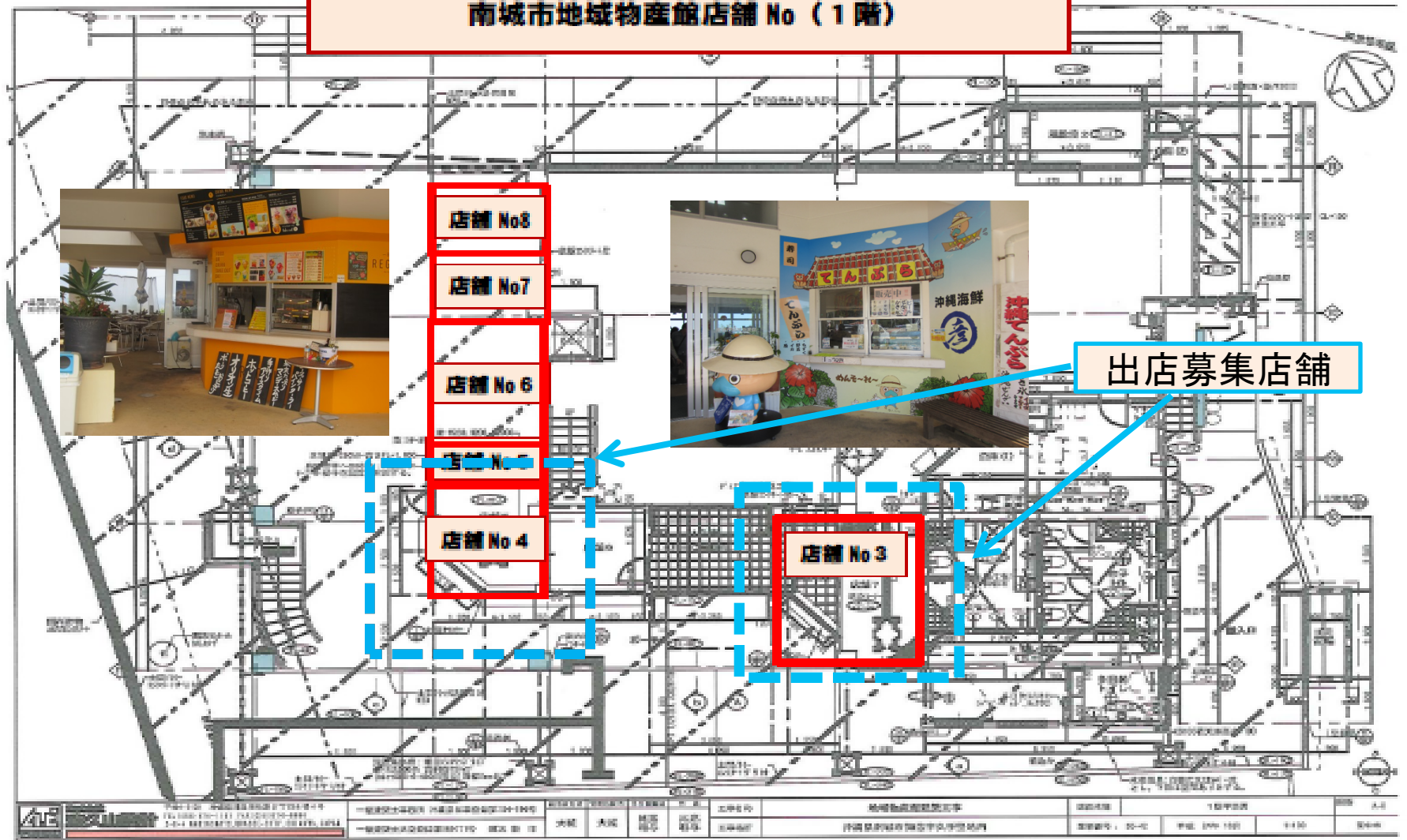


出店事業者募集店舗



# 5 1階平面図

## 南城市地域物産館店舗 No (1階)



## 6 応募資格及び使用条件

### (1) 応募資格

次の条件をすべて満たすものとします。

- ① 原則として、県内に事業所を有する法人又は個人であること。
- ② 営業に際して必要な許可、免許等を有すること。
- ③ 安定した経営能力、優良なサービスの提供ができること。
- ④ 指定管理者や他の出店者と協調、協力ができること。
- ⑤ 次のいずれかに該当しないこと。
  - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項のいずれかに該当する団体であること、及びその事実があった後3年を経過していないこと。(その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする)
  - ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団・暴力団員で構成されていること。
  - ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業、接待飲食業、性風俗特殊営業及びこれらに類する業を営むものであること。
- ニ 応募の日において、現に南城市の指名停止措置を受けていること。
- ホ 応募の日において、破産手続き、再生手続又は再生手続きが開始されていること。
- ヘ 法人及び代表者の固定資産税、住民税を滞納していること。(個人は代表者のみ)

## (2)使用条件

### 募集業種・業態 飲食施設を営業する事業者運営条件

地域の食材を活かし、南城市ならではのメニューの考案、利用者の満足いく飲食の提供及び食材等の宣伝ができること。

(例) 南城市地産品を活かした天ぷら、ピザ、アイス等、テイクアウトを前提としたメニュー

#### 出店事業者募集店舗要件

##### 店舗No.3

- ①場 所：※別紙平面図参照
- ②面 積：19m<sup>2</sup>
- ③保証金：賃料月額2ヶ月分
- ④賃 料：月額57,570円(税込み) ※3,030円/m<sup>2</sup>
- ⑤営業時間：9:00～18:00 ※年中無休(ただし、観光協会との協議により休業日を定めることができる。)
- ⑥光熱水費：電気、ガス、水道：毎月の使用実績に応じ算定し、翌月に施設管理者から各出店事業者へ請求します。
- ⑦電 話：出店事業者により個別契約
- ⑧共 益 費：月額19,000円(税込み) ※巡回警備、ゴミ搬出料、生ゴミ回収費、トイレ等清掃委託費等の供用に係る部分。

##### 店舗No.4

- ①場 所：※別紙平面図参照
- ②面 積：11m<sup>2</sup>
- ③保証金：賃料月額2ヶ月分
- ④賃 料：月額33,330円(税込み) ※3,030円/m<sup>2</sup>
- ⑤営業時間：9:00～18:00 ※年中無休(ただし、観光協会との協議により休業日を定めることができる。)
- ⑥光熱水費：電気、ガス、水道：毎月の使用実績に応じ算定し、翌月に施設管理者から各出店事業者へ請求します。
- ⑦電 話：出店事業者により個別契約
- ⑧共 益 費：月額19,000円(税込み) ※巡回警備、ゴミ搬出料、生ゴミ回収費、トイレ等清掃委託費等の供用に係る部分。

#### 経費負担

##### ①工事費等：

- ・常設の設備(什器等含む)以外の工事費については、事業者の負担となります。※別表参照
- ・出店者の過失、管理上の不備において生じた障害、破損等の補償及び補修費用は出店者の負担とします。
- ・退店する場合、出店者が施工・什器搬入・設置したものはすべて撤去し、原状回復し引き渡すこととします。

## 7 審査基準

(1) 出店者の選定は、下記審査基準に基づき出店者選定委員会が行います。申請者には、提出した申請書類に沿ってプレゼンテーションを行っていただきます。

(2) 申請締め切り後、選定委員会においていずれも不適切と認められた場合、第2次募集を行う場合があります。

| 評価項目          | 内容   |
|---------------|--|
| コンセプト対応       | 物産館が意図する業種であり、南城市のイメージがくみ取れ且つ物産館全体のバランスを崩すことなく、魅力あるものにしていく力があるか。 |
| 経営者、スタッフの経験資質 | 業界において経験を有し、マネージメント技術、衛生や接客などに精通した管理ができること。                      |
| 事業計画の妥当性      | 事業の実績あるいは経営者の経験から、計画する売上や収益の実現性や妥当性があるかどうか。                      |
| 商品開発力         | 南城市らしい商品、オリジナリティのある商品や地場の食材を活かしたメニュー等を開発できるかどうか。                 |
| 南城市への波及効果     | 営業活動や従業員の雇用において、南城市に経済的な波及効果があるか。                                |
| 経営理念・安定力      | 営業を続けていくための負担について、トラブルが生じないような財務内容や資金調達の裏づけを有しているか。              |

## 8 スケジュール

| 内容               | 日程          |   |         |
|------------------|-------------|---|---------|
| 公募開始             | 平成28年2月2日   | 月 |         |
| 申請受付締切           | 平成28年2月26日  | 金 |         |
| プレゼン(選定委員会)      | 平成28年2月29日  | 月 | 13時~17時 |
| 選定結果発表           | 平成28年3月4日   | 金 |         |
| 店舗利用契約締結         | 平成28年3月7日   | 月 |         |
| 店舗引渡し(改修工事・営業開始) | 平成28年4月1日以降 | 金 |         |

※上記スケジュールは、若干変更となる場合がございます。



## 9 経費負担 設備工事等)

| 店舗常設の設備             |  | 事業者負担となる設備        |  |
|---------------------|--|-------------------|--|
| 給水設備 (仕間配管まで)       |  | 給湯設備              |  |
| 排水設備 (仕間配管まで)       |  | 厨房機器設備            |  |
| ガス設備 (仕間配管まで)       |  | 冷暖房設備             |  |
| 換気設備 (ダクト、ファン)      |  | 電話設備              |  |
| 防災設備                |  | 店舗看板表示            |  |
| 基本照明設備              |  | その他、店舗常設の設備以外の設備  |  |
| コンセント基本設備           |  | ※上記において、前事業者が設置した |  |
|                     |  | 設備等の譲り受けについては、    |  |
|                     |  | 事業者間での相談となります。    |  |
|                     |  |                   |  |
| 店舗No.3常設の什器         |  | 店舗No.4常設の什器       |  |
| 冷蔵陳列棚               |  | 縦型冷凍冷蔵庫           |  |
| 冷凍・冷蔵庫              |  | 一層テーブル付シンク (2機)   |  |
| 電気式・二槽フライヤー (太陽光発電) |  | キューブ製氷機           |  |
| 調理台・二槽シンク           |  | 電子レンジ及びバックシェルフ    |  |

※出店者の過失、管理上の不備において生じた店舗常設の設備等の障害、破損等の補償及び補修費用は出店者の負担とします。

## 10 申請その他

### (1) 出店応募受付期間

① 受付期間:平成28年2月2日(火)～平成28年2月26日(金)

② 受付時間:9時00分～18時00分

※平成28年2月26日(金)午後18時までご持参ください。

### (2) 申請書類

① 出店申込書(様式1)

② 事業計画書(書式は自由とします、但し下記に記載されている項目及び順序で記述下さい。)

1 組織体制、取組方針

2 事業のコンセプト

3 事業計画

・商品及びメニュー等

・販売価格

・仕入れ計画(仕入れ先等)

・人員配置計画

4 収支計画、資金計画

5 地域経済に貢献するための考え方

6 その他(上記項目以外に提案したい内容)

7 事業所沿革(事業履歴)

8 代表者プロフィール

③ 法人の場合登記簿謄本又は団体の定款、規約(個人の場合は不用)

代表者の身分証明(住民票)

納税証明書(募集期間中に交付されたもので、主たる事務所のある市町村の平成24年度法人住民税及び固定資産税)  
(個人の場合は募集期間中に発行された平成24年度個人住民税及び固定資産税)

直近3期の決算書(写し可)(個人の場合は募集中に発行された代表者の資産証明書)

(3) その他

① 応募に係る一切の費用については、全て応募者の負担とします。

② 応募書類は日本語により作成するものとし、提出された応募書類は返却しません。

③ 応募書類に係る著作権は、応募者に帰属します。ただし、当協会は本出店募集に関する報告等のため必要な場合には、応募書類の内容を無償で使用できるものとし、

④ 出店が決定した者は、誠意をもって当協会との協議に臨むものとし、正当な理由無しに協議を辞退できないものとし、

(4) 提出部数

1部

(5) 受付場所、問い合わせ先

上記の書類を揃え、下記まで持参してください。

南城市観光協会 「南城市物産館」出店募集係

郵便番号: 〒901-1511

住 所: 沖縄県南城市知念字久手堅541番地

電話番号: 098-948-4611 FAX番号: 098-948-4644

E メール: nanjo-kankou@ia8.itkeeper.ne.jp

担当者名: 宮城・屋我

H P URL : <http://okinawa-nanjo.jp/>